１　平成１８年事業所・企業統計調査の概要

１　調査の目的

平成１８年事業所・企業統計調査は，我が国のすべての事業所及び企業を対象として，事業の種類や従業者数等，事業所及び企業の基本的事項を調査し，行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の母集団情報を得ることを目的として実施した。

２　調査の沿革

調査は統計法に基づく指定統計調査（指定統計第２号）として，「事業所統計調査」の名称で昭和２２年に開始され，平成８年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い，「事業所・企業統計調査」と名称を変更した。

調査は昭和２３年調査から昭和５６年調査までは３年ごと，昭和５６年以降は５年ごとに国や地方公共団体の事業所も含めた調査を，また，その中間年には民営事業所を対象とした簡易な内容の調査も実施している。今回実施した，平成１８年調査は平成１６年の簡易調査に続く大規模な調査に当たる。

３　調査日

平成１８年１０月１日

４　調査の対象

調査日現在，国内に所在するすべての事業所。ただし，次の事業所は調査対象外とした。

（１）日本標準産業分類（平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号）の「大分類Ａ－農業」，「大分類Ｂ－林業」及び「大分類Ｃ－漁業」に属する個人経営の事業所

（２）日本標準産業分類の「中分類 83 その他の生活関連サービス業（小分類 832 家事サービス業に限る）」及び「中分類 94－外国公務」に属する事業所

５　調査の単位

原則として，単一の経営者が事業を営んでいる１区画の場所を１事業所とし，これを調査の単位とした。単一経営者が，異なる場所で事業を営んでいる場合は，それぞれの場所ごとに，また，１区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は，経営者が異なるごとに１事業所とした。

６　調査の方法

調査は甲調査と乙調査に分けて実施した。

（１）甲調査は民営事業所を対象とする全数調査で，総務大臣（統計局長）－都道府県知事－市町村長－統計調査員（指導員）－統計調査員（調査員）の流れにより，調査員が調査票（調査票甲様式参照）を配布，取集する方法により調査した。なお，独立行政法人は甲調査により調査した。

（２）乙調査は国及び地方公共団体の事業所を対象とする全数調査で，各府省等の長，地方公共団体の長を通じて調査票乙（調査票乙様式参照）を配布，取集する方法により調査した。

７　調査事項

（１）甲調査

【事業所に関する事項】

ア　名称，電話番号
イ　所在地
ウ　経営組織
エ　本所・支所の別
オ　開設時期
カ　従業者数
キ　事業の種類
ク　形態

【会社企業に関する事項】

ア　資本金額
イ　会社全体の常用雇用者数
ウ　会社全体の主な事業の種類

（２）乙調査

ア　名称，電話番号
イ　所在地
ウ　職員数
エ　事業の種類